

## IV. 妊婦健診の公費負担の拡充について



# 妊婦健康診査の現状について

## 根 拠

母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

※受診することが望ましい健診回数(平成8年11月20日付け児発第934号局長通知)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで :4週間に1回
  - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで :2週間に1回
  - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで :1週間に1回
- (※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度と考えられる)

## 健診費用の公費負担の経緯

- ①昭和44年度～ 都道府県が委託した医療機関において、低所得世帯の妊婦を対象に、公費(国1/3、県2/3)による健康診査(妊娠前期及び後期各1回)を開始。
- ②昭和49年度～ すべての妊婦について、妊娠前期及び後期各1回、都道府県が委託した医療機関において健康診査を実施。  
(国庫負担率1/3、県2/3)
- ③平成 9年度～ 実施主体が都道府県から市町村へ。
- ④平成10年度～ 妊婦健康診査費用(2回)を一般財源化(地方交付税措置)。
- ⑤平成19年度～ 地方交付税措置による公費負担回数の拡充(2回→5回)

## 公費負担の現状

- ・ 公費負担回数の全国平均 5.5回 (平成20年4月) [平成19年8月時点 2.8回]
- ・ 妊婦健診の受診勧奨に向けた取組の推進や経済的負担を軽減するための更なる公費負担の充実が図られるよう、自治体に促しているところ。

(案)

## 妊婦健康診査臨時特例交付金（仮称）の概要

### 1 目的

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

### 2 交付金の規模

平成20年度二次補正予算（案）額 790億円

### 3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

### 4 交付金事業の実施

交付金は、平成20年度中に都道府県に基金を造成することとし、この基金を活用して、平成22年度末まで支出することができるものとする。

なお、平成22年度末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

※ 基金を造成する場合は、各都道府県において年度内に基金にかかる条例等の制定を行う。

### 5 交付対象事業

母子保健法第13条に基づき、市町村が委託する病院・診療所又は助産所において実施する妊婦の健康診査について、交付の対象とする（別紙参照）。

## 6 交付額

別に定める算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から妊婦健診に係る実施計画を審査の上、その費用に対して交付する。

## 7 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 2

※ 市町村には、地方交付税が措置される予定

## 妊婦健康診査臨時特例交付金(仮称)の配分方法について

1 予算額 790億円(予定)

2 予算額の配分

- (1) 国は、都道府県に対し、平成18年度の妊娠届数を基礎として交付金を配分する。
- (2) 都道府県は、管内市町村の妊婦健診の実施計画に基づき、市町村が設定する実施回数及び妊婦1人当たりの費用をもとに受診者数に応じて交付する。

3 算定方法

(1) 国から都道府県

(9回分の単価)

@ 63,000円 × 18年度妊娠届出数(都道府県ごとに)

※額の変更があり得る。

× 2年2月分 × 1/2 = 交付額

(2) 都道府県から市町村

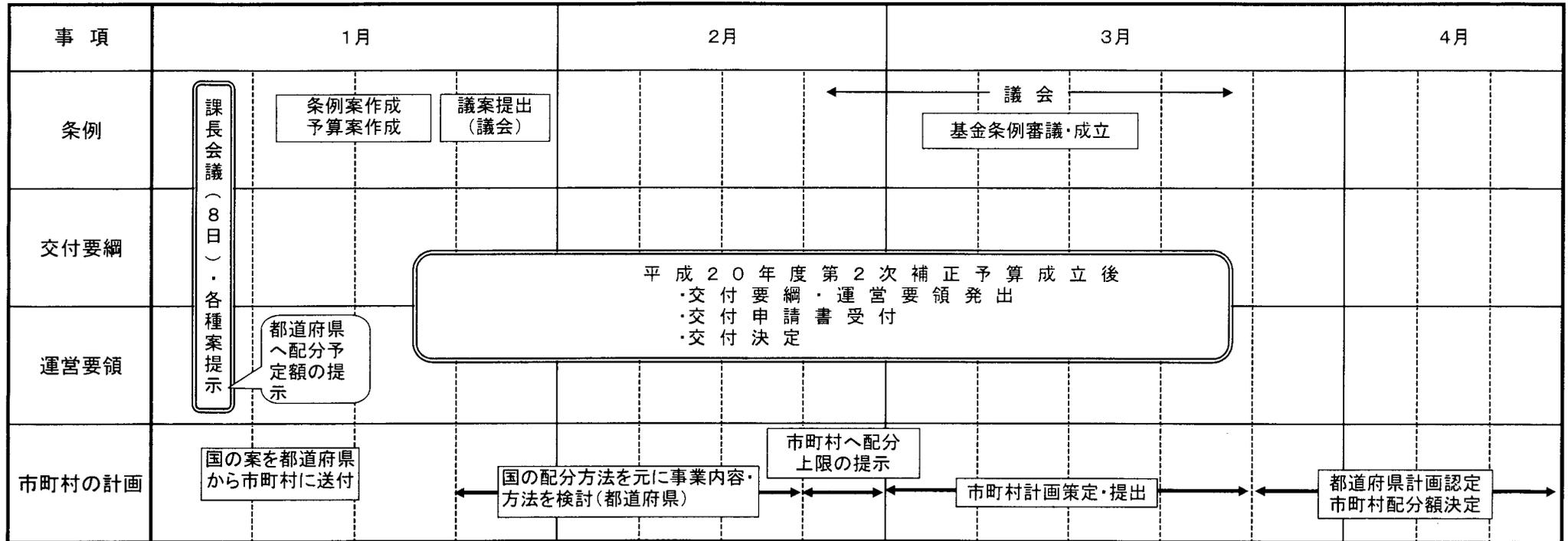
(市町村が設定する回数分の単価)

@ 〇〇〇円 × 受診者数(市町村ごとに)

× 必要月数 × 1/2 = 交付額

※ 実際の交付額は、別に定める交付要綱により算定される額

妊婦健康診査支援基金（仮称）のスケジュール（1月～3月）＜イメージ＞



(案)

## 〇〇（都道府）県妊婦健康診査支援基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、〇〇（都道府）県妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける妊婦健康診査臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金のその他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が妊婦健康診査事業を実施するための事業及び本事業の円滑な運用を図るためための財源に充てる限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(案)

厚生労働省発雇児第 号

平成 年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年 月 日から適用することとされたので通知する。

(案)

別紙

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）交付要綱

(通則)

- 1 妊婦健康診査臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、妊婦健康診査を通して、妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この交付金は、平成〇〇年〇月〇日 発児第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「妊婦健康診査臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- （1）妊婦健康診査事業 63,000円（予定）×18年度の妊娠届出数
- （2）厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - （1）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

い。

- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成〇〇〇〇年〇月〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成〇〇年〇月〇日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金(妊婦健康診査支援基金)  
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
  - (2) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収 入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少 ない方の額) 円
妊婦健康診査事業					
合 計					

## 基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）  
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- |   |                   |   |   |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 交付精算額             | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費精算書（別紙1）    |   |   |
| 3 | 基金造成事業実施状況調書（別紙2） |   |   |
| 4 | 添付書類              |   |   |
|   | (1) 条例            |   |   |
|   | (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本 |   |   |
|   | (3) その他参考となる書類    |   |   |

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要 する経費の実 支出額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合 計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較 して少ない方 の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
妊婦健康診査事業								
合 計								

## 基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(別紙様式3)

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金(妊婦健康診査支援基金) 調書

平成20年度 厚生労働省所管

国			都 道 府 県								備考			
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入				歳出							
			科目	予算現額	収済額	入額	科目	予算現額	うち交付相当額	支済額		出額	うち交付相当額	
(項) 母子保健衛生 対策費														
(目) 妊婦健康診査 臨時特例交付金														

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。